

名 称 富岡町大玉仮設診療所
 所 在 地 安達郡大玉村大字玉井字横堀平一五八―一
 指 定 年 月 日 平成二十三年一〇月一日
 福島県知事 佐藤雄平

医療法人社団新妻歯科医院
 福島市町庭坂字長林一七―二
 同 年 八 月 一 日
 フォレスト歯科医院
 福島市大森字街道下二二―七
 同 年 九 月 一 日

さゆり調剤薬局
 耶麻郡西会津町登世島字田畑乙二〇四―一
 同 年 一 〇 月 一 日
 こゆり調剤薬局
 耶麻郡西会津町上野尻字下沖ノ原二六六―三
 同 年 一 〇 月 一 日

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
健歯科クリニック	相馬郡新地町大戸浜字前田下―一―一	相馬郡新地町谷地小屋字萩崎七四―一

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所 在 地 廃止年月日

比嘉外科医院
 福島市松木町五―二―一
 平成二十三年四月三〇日
 宗像内科医院
 福島市森合字的場二―一―一
 同 年 三 月 三 一 日

富岡町大玉仮設診療所
 安達郡大玉村大字玉井字横堀平一五八―一
 同 年 九 月 三 〇 日
 フォレスト歯科医院
 福島市大森字城ノ内三五―一
 同 年 八 月 三 一 日

医療法人社団新妻歯科医院
 双葉郡広野町大字下北迫字前川原六一
 同 年 七 月 八 日
 保原薬局梁川南店
 伊達市梁川町桜町一―四
 同 年 九 月 一 日

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
 平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
上町内科皮フ科クリニック	南相馬市小高区上町二―二―五	平成二十三年三月一日
医療法人半谷医院	南相馬市小高区上町二―一―五〇	同
小高赤坂病院	南相馬市小高区片草字秩父山二―四	同

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
 平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤雄平

氏 名 住 所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日
 東梅健太郎 福島市野田町三― 鍼灸接骨とう 福島市永井川壇ノ腰 平成二十三年八月

四一七〇一八一〇 ばい治療院 一〇一三 月一日
 耶麻郡猪苗代町大 中央つちや整 会津若松市中央一 同 年九
 字壺楊字壺下三八 骨院 五一二〇 月八日
 (社会福祉課)

福島県告示第五百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月四日

氏名 住所 施術所名 福島県知事 佐藤 雄 平
 土屋桃子 福島市桜木町二一 ふれあい心の 福島市仁井田字谷地 平成二十三年一
 一二 フィオーレ サービス福島 南六五―二〇二 一月一日
 桜四―五〇三 西店
 (社会福祉課)

福島県告示第五百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
石井俊彦	福島市八島田字御山道二―八 シンフォニー柚一〇二号	福島市野田町五―四―四一

(社会福祉課)

福島県告示第五百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の

二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名	住 所	名 称	所 在 地	
			変 更 前	変 更 後
石井俊彦	福島市野田町五― 四―四一	いしい接骨 院	福島市南中央一― 一四 ビスタリ エ南中央一〇二 号	福島市野田町五― 四―四一

(社会福祉課)

福島県告示第五百三十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年十月二十一日救急病院として認定した。

平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称 所在地 認定有効期限
 福島県厚生農業協同組合連合 東白川郡塙町大字塙字大町一 平成二六年一〇月二〇日
 会塙厚生病院 丁目五番地
 (地域医療課)

福島県告示第五百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十九条第一項の規定により、猪苗代町土地改良区が定めた西館地区の交換分合計画について許可の申請があった。この計画に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
 交換分合計画書の写し
- 二 縦覧の期間

平成二十三年十一月七日から
 同 年十二月六日まで

(三十日間)

三 縦覧の場所
猪苗代町役場

(農地管理課)

福島県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二二二号	喜多方市関柴町上高額字割田一七〇四番一 地先から 同 市塩川町遠田字東谷地三番地先まで	平成二十三年一 月六日

(道路計画課)

公 告

公告第二百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月二十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人みずき
- 三 代表者の氏名
根本 とめ子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市富田町字向館百二十一番地二十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、社会参加や就労支援に関する事業を行い、障がい者福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月二十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人移動保育プロジェクト
- 三 代表者の氏名
上國料 竜太
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市緑ヶ丘東八丁目六番地の五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島県内の地域住民すべてに対して、主に未成年の子どもたちの生活環境をよりよいものにするための活動やイベントを開催することで、子どもたちの心身の成長や健康を促進し、さらにその保護者に対しても心理的安心感や精神的成長機会を提供することを目的とする。また、同時に未成年の子どもを預かり保育することで、その世帯の育児負担を軽減し生活全般をサポートすることにより地域の活性化も目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月二十七日
- 二 名称
特定非営利活動法人地球の楽好ふくしま
- 三 代表者の氏名
田中 秀伸
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市八山田五丁目三百五番地 ジェネスクリエイトJ一〇一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子どもたちの健全育成に対して、わが国の伝統と文化を尊重しそれらを育んできた祖国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、地球環境を含めた国際社

会の平和と発展に関し寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長野地寿子から医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十三年十月二十五日付で通知があった。

平成二十三年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 日時 平成二十三年十一月十一日から問題解決までの期間
- 二 場所 医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田総合病院、竹田にここへルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田総合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧、山鹿クリニック、大原総合病院、清水病院及び大原医療センター
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)